

第2回長与町水道料金等審議会議事録

日時	令和8年4月27日（月）14時30分～16時30分	
場所	水道局3階第1会議室	
出席者	委員	中村会長、前田委員、入江委員、林田委員、川村委員、山口委員、柿田委員、毎熊委員、濱田委員
	事務局	(水道局) 渡部局長、高橋課長、池田課長補佐、藤野係長、川田(アドバイザー) 日水コン 松林、伊藤、森松、川久保

○内容

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 今後の経営見通しについて

事務局から説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

施工されてから30年～40年経過している施設があるが、その地域で古い方から改修していくのか？その改修関係の修繕等の予想金額は概算で出ているのか。どの地区が、年間どのくらい修繕費がかかるのかなど。

(事務局)

経過年数や管種などをみて、鉄よりビニル管が弱いのでビニル管を優先して更新している。

10年間で10km程度の更新を行っていく予定である。更新計画を令和6年度末に策定している。10年間の計画としては延長が短い、新浄水場共同整備事業があるため、終わり次第管路更新について力を入れていく。

(委員)

管路の総延長はどれくらいか。

(事務局)

スライドにあるように247kmが総延長となる。補足だが、令和6年度末で耐用年数40年経過した管路の延長は約70kmである。

(委員)

昭和63年の改定から38年経過しているが、今回の料金改定で今後何年間やっていけるのか。

(事務局)

5年間の令和13年までである。

(委員)

その頃には、また改定される可能性はあるのか。

(事務局)

必ず上げるかはわからないが、3～5年で定期的に見直しをする決まりがある。値上げするかどうかは、その5年間で算定した時に値上げが必要という結果が出たかどうかになる。昭和63年から料金改定していないが、物価高騰で費用も右肩上がりとなり、耐用年数を過ぎた水道管・水道施設も増えてきて、更新需要も年々伸びている。社会情勢の影響を受けるため、1年毎の決算を見ながら5年毎に料金改定が必要かどうかの見直しを行う。

(委員)

昭和63年から5年毎にしてきたのか。

第2回長与町水道料金等審議会議事録

(事務局)

審議会は立ち上げてないが、毎年度決算状況を見て改定の必要はないと判断した。

(委員)

報道では水道に関する漏水事故が多発しているが、本町の状況はいかがか。

(事務局)

毎年、水道施設の漏水調査を行い、水道管の点検管理をしている。その中で異常・漏水箇所が見つかったら修繕している。日々の修繕、計画的な点検も行い、今のところ大規模な断水や漏水事故は起きていない。

(委員)

(資料5 ページ) 物価が上がっているのは事実としてとらえている。水道は命を守るための大切なものであるため、寸断すれば世の中回っていかない。試算がきちんとしているので、事務局が試算しているものについて反対できない。賛成の方向で考える必要があると思う。

(委員)

事務局作成の資料を確認し、議論していただくことにより町民からの理解も得られるものとなる。

(事務局)

補足だが、労務費の上昇と資材の高騰も社会情勢の影響により顕著であり、人口減少に伴い水需要の減少が確実に進んでいることを示すための資料となる。

(委員)

新浄水場共同整備事業費の68.3億円、後半で1.3億円とあるが、これはどのように算出したのか。業者から提出されたのか。

(事務局)

料金改定の前段である経営戦略作成時点での概算事業費の68.3億円を町の負担分として計上しているものである。

(委員)

今後の社会情勢により物価が上昇することになれば見直しがされるのか。

(事務局)

金額の増減をしない項目と、金額の増減をする項目に分けた契約形態となっている。契約変更が生じるものについては増額となる可能性はある。

(委員)

長崎市との共同浄水場については、水量の割合により建設の負担額が決まっているのか。

(事務局)

共同の浄水場の建設と合わせて、廃止する施設、既存施設の改良がある。共同施設については水の割合により負担額を決めている。町単独施設については町の全額負担となる。(ここで図を提示。) 新設である新浄水場事業については水量割合で負担額がかかる。第2浄水場は増強となる。第1浄水場、東高田浄水場、笠山浄水場は廃止となる。新浄水場建設により統廃合できる施設がある。東高田浄水場と笠山浄水場で概ね1,000m³/日、第1浄水場で5,000m³/日ほど使用しており、合計約6,000m³/日の廃止となる。新浄水場共同整備事業において、我々が負担する約3,000m³/日を新浄水場でつくってから高田郷に供給する。残りの3,000m³/日については、第1浄水場のところで川から5,500m³/日を取水してよいという権利があるので、この権利をそのまま活用し、ここに新たにポンプ場を造り、取水した水を第2浄水場に送水する。現在、第2浄水場は5,000~6,000m³/日の水をつくっているが、既存の施設で足りないものは第2浄水場を増強して9,000m³/日ぐらいの処理能力に変えることを計画している。

第2回長与町水道料金等審議会議事録

(委員)

委託費が令和8年に上がっている理由は何か？新浄水場に絡む内容か。現存の作業に関する値上がりか。

(事務局)

浄水場の運転管理を民間委託しているもので既存の施設の維持管理費となる。維持管理費が5年間で更新となるが、前回の契約が令和3年からの5年間のため、今回の更新で令和8年度から新たな5年間となる。5年前の労務単価や資材から物価上昇が生じているため、今回の令和8年度分から2割ほど金額が上がっている。

(委員)

スライドを見ると早めに対応する必要があるものと感じる。

(委員)

令和8年の時点で赤字となる見込みか。

(事務局)

その通り。運転管理等の委託費が増加している影響が大きい。5千万円程上がっている。

(委員)

水道に係る費用は水道料金収入で賄うことが大原則となる。資料17ページの補足で説明があったが、佐世保市が段階的に一般会計から補助をしているという話があった。町でそのような考え方、方向性があるのか。

(事務局)

水道事業は原則独立採算制となり、総務省の繰出基準に則っていない場合は政策的なものと認識している。水道局としては、一般会計に要求することは難しいものと認識しているが、審議会として提言することは可能である。昨年の12月議会で同様な一般質問があり、答弁している。内容としては、「大幅な値上げを行うのであれば、一般会計からの繰り入れによる激変緩和措置なども含めた段階的な値上げを協議検討すべきと考えますが、どうか？」との質問があり、今後審議会へ提供させていただくと回答している。今後審議していただきたい。

(委員)

今回の第2回審議会ではなくということか。

(事務局)

激変緩和措置としては、一般会計が水道会計に税金を投入する方法と、水道事業内部で段階的に上げていく方法の2ケース考えられる。2ケースについて、メリット・デメリットを説明するので、次回以降に審議していただきたい。一般会計から繰入する場合のメリットとしては、財源として税金を投入するため、直接的に住民の負担を軽減できる。デメリットとしては3点ほど申し上げるが、1つ目は町の財政健全性への影響が考えられる。税金を水道事業の激変緩和措置へ投入することは、町の一般会計に財政負担を強いることになり、教育・福祉・防災など他の事業への投資を阻害する可能性がある。また、一度実施すると今後の水道料金見直しの時にも前例化する懸念がある。

2つ目は、独立採算制の原則を損なうことになる。公営企業である水道事業は、使用者からの料金収入で運営される独立採算が原則であり、政策的な税金投入は、この原則を損なうものと考えている。

3つ目は、本町の給水区域に関係することで、住民間の公平性の問題が挙げられる。本町は長与町行政区域内に長崎市の給水区域があり、給水人口の約1割にあたる概ね3,200人の方々が長崎市の給水区域である。本町の給水区域の住民にだけ税金を投入するといったことについては、公平性の観点から慎重に考えるべきである。

次に水道事業内部で段階的に値上げを行う場合だが、資料13ページにあるが、料金算定期間である5年間で

第2回長与町水道料金等審議会議事録

必要な総括原価を確保しなければ、経営を持続することが厳しいため、総括原価を料金収入で回収するわけであるが、1度で23%値上げするのではなく、例えば、算定期間の5年間の中で、初年度17%、翌年度22%、3年目以降は27%といった段階的な値上げをおこなうものである。

メリットとしては、一般会計が税金を投入する必要はないため、町の財政健全性を維持できる。また、一度に23%の値上げを避けることで住民が家計の調整を行うための時間的猶予が提供できる。また、段階的な値上げにより、最終的な料金水準が27%に到達するという事は、水道事業の財政基盤が強固になる。これにより、次の値上げ幅は低くなる。

デメリットとしては、本来23.03%ですむ値上げといったものが、最終的には27%に上がってしまい、より高い料金の水準になってしまう。また、段階的な値上げだとしても、2年目には1度で上げた23%と同額に近い22%に上がってしまう。このような観点から考慮すると、激変緩和としての実質的な効果が薄く感じられる可能性もある。

事務局としては、現行料金が県内平均よりも安い水準にあり、料金改定後の一般家庭に係る料金は、隣接する長崎市と概ね同等の金額になる見込みであることから、一度で23.03%の値上げをした方が合理的と考えているが、今後の審議会で検討いただきたい

(委員)

激変緩和措置については引き続き議論していく。

(委員)

長与町も財政的に余裕があるわけではない。佐世保市は、27.5%と値上げ幅が大きいため段階的措置をしていると想定される。命の水、水道を守るためにも原案通り23%上げる方が良いと思う。

(委員)

広報ながよ4月号のP4~5に記載されている長与町の今年度予算を見ても一般財源から入れるべきではない。

(委員)

生活困窮世帯、経済的支援が必要な世帯が町にどの程度いるかによって、値上げ率が妥当なのか今後検討の余地があるかと思う。一般財源を繰り入れるのか、水道事業会計を工夫しながら生活困窮世帯にどう対応していくのかという議論も必要だと感じた。

(委員)

他にご意見・ご質問はないか。いくつかご意見はいただいたが、この点については結論を出さずに、次回の審議会でご意見いただければと思う。

(事務局)

次回は、料金体系の具体的な話をお示しする。

(委員)

水道料金の値上げについて、地域住民の節水意識の影響はどの程度見込んでいるのか

(事務局)

昨年の12月議会で同様の一般質問もあり、調査をした。毎年度整理される水道の統計資料を基に、料金改定を行った市町村の使用量の変化を調査した。判断方法については、価格弾力性を評価することにより、財政計画に影響を与えるかどうか判断できるものだと考えている。価格弾力性とは、価格の変化に対して需要がどれほど反応するかを示す指標である。計算式は、「需要の変化率÷価格の変化率」であり、その値が1より大きいと「弾力的」1より小さいと「非弾力的」とされている。必需品については低く、贅沢品については高い傾向にあるとされている。調査の結果だが、水道料金の価格弾力性については、「非弾力的」と算定で

第2回長与町水道料金等審議会議事録

きた。また、公表されている論文においても、水道料金については「非弾力的」とされている。このことから本町としては、水道料金改定における価格弾力性が、生活必需品であることから非常に低く、節水意識は一過性にとどまるものだと考えられる。また、節水機器の普及が既に進んでいるため、さらなる節水の可能性は限られていること、過度な見込みにより改定率が必要以上に高くなる懸念があることから、水需要の予測に価格弾力性を加味しない方向で投資財政計画を作成している。

(委員)

R11～R13の資本収入が増えている理由は何か。

(事務局)

国庫補助金と一般会計からの出資金が見込まれている。

(委員)

長与町からのか。

(事務局)

ご認識の通りである。

一般会計が水道事業に対して繰入可能なものは、総務省から通知が行われるものである。地方公営企業繰入金について総務省から毎年度通知されており、「消火栓に係る経費」と「出資に関する経費」については、一般会計からこの通知に基づいて繰入している。一般会計繰入金として水道事業が要求できるものについては全てこの通知に示されている。先ほどの話に上がっていた段階的に税金を投入するものは、この通知に基づいていないものであり、長与町が政策的に投入するものである。この通知に基づいて繰り入れる基準内繰入金については、一般会計から投入した場合でも、交付税措置などを通じて国から一部支援が受けられるものである。示されていないものについては、国の財政支援がないので、100%税金を投入することになるかと思う。

(委員)

「上水道の出資に要する経費」はどのような用途で使えるのか。

(事務局)

新浄水場共同整備事業についてのみ適用できる経費である。共同化、広域化を行うことにより、施設は再編され、維持管理費は軽減されるが、一時的な投資額が大きいため、その負担を住民の皆様だけをお願いするのは違う。統合して再編した分は、町や国が負担すべき経費である。

(委員)

子どもが多い世帯や生活困窮者について、改定後の料金を見ると家計への影響が大きいことが想定される。現在でも支払が難しいなど支援を必要としている人がいるが、水道局としては、どのように考えているのか。

(委員)

そこは水道局ではなく、町が行政として支援を考える部分であろうかと思う。

(委員)

水は全ての人が使うもの、別の問題として考えるべき。

(委員)

町民の安全を考えると水道事業の整備が重要であることはわかる一方で、流れにこぼれ落ちていく人もいるため意見をさせていただいた。

(事務局)

水道料金については、平等にご負担していただくもので、一般会計が福祉的な政策として対応するのが妥当ではないかと考えている。

第2回長与町水道料金等審議会議事録

(委員)

広報ながよや議会だよりを見ると3月の定例議会の結果が掲載されている。その中で「令和8年度水道会計予算全会一致可決で新浄水場共同整備へ」とある。5ページ補足説明で、水道料金等審議会についての内容があり、令和9年10月から料金改定の予定となっていると周知されているため、町民もわかっていることではあるが、ソフトランディングのアイデアはないのか？水道の料金改定後は、水道の料金水準が長崎市と同等になるとの話だが、長与町の水道の修繕区分はどうなるのか

(事務局)

先ほど、計画的な更新と日々の修繕について回答させていただいた。日々の修繕についてだが、どこかで漏水した場合、水道局と家主どちらが修理するかは線引きは、長与町においては官民境界で考えている。公道、道路上は水道局が修理し、私有地はお客様の修理区分となっている。長崎市の場合は、敷地内であってもメーター器までは長崎市が修理を行っている。

(委員)

長崎市と料金水準が同等ならば、料金は上がるためサービスの感覚で長崎市と同様に水道メーターまでの修繕対応ができないか。

(事務局)

漏水箇所が曖昧なときの費用の分担が難しかったが、メーターまでと範囲を決めれば分かりやすくなる。県内の水道事業体の7割はメーターまで実施している。局内で再度協議していきたい。

(委員)

修繕費用が増加し料金改定の算定に影響が出ることもあるため、次回の審議会に想定される増加額についても話していただきたい。

(事務局)

次回お話をさせていただく。

(委員)

現状でお尋ね。メーターから本管の漏水は、数字が出ないので町民への請求はしないという認識でいいか。

(事務局)

メーターから手前の漏水は無効水量として計上のため、住民には影響はない。メーターを超えた場合は、請求が上がり、減免制度を利用していただくことになる。

(委員)

サービスを拡充することで資料14ページの財政計画が変わってくるのか。修繕費用が上がるかもしれないということか。

(事務局)

修繕区分を変更するかどうかについては内部で方向性を協議し、判断させていただく。修繕費がいくらかかるかなどの算定は難しいので、その費用を計画には上乗せしない方向で考えたい。修繕区分を変えた場合、その修繕費が決算値に反映されるため、今後5年後の見直しの時、決算値を加味したうえで、改定率に反映させることができると考えている。

(委員)

他にご意見・ご質問はないか。

(委員)

審議会に参加する前までは水道料金のことはわからなかった。主婦の立場としてはなるべく上げて欲しくない。審議会に参加したことで災害や管の老朽化など水道の状況を理解できたが、興味のない人は物価高の

第2回長与町水道料金等審議会議事録

中で水道料金が上がることに抵抗を示すと思う。日頃の大切な水だからやむを得ない状況だという十分な説明が必要となる。

(委員)

各市町村が料金値上げをしている中で町としても妥当な判断である。広報等により周知もできていると考える。

(委員)

広報を見ていない人もいたので、より広い周知をして欲しい。独立採算制のことも審議会に参加して分かった。水道料金を上げないと水道が止まるなどの説明が必要。

(委員)

現状の広報について教えていただきたい。

(事務局)

現状の広報については、6月1日～水道週間があるため、広報の5月号で特集記事を掲載する。その中で審議会の内容、水道事業へのご意見募集も載せており、QRコードを読み込むことで既に掲載済のHPへリンクするようになっている。その後も随時、広報・HPで周知を行っていく。

(委員)

若い世代の引きこもりや生活困窮者については、広報は見ないがSNSは見るのでSNSは有効な広報手段となる。自治会にも入っていない人もいる。

(事務局)

適切に対応していきたいと思う。

(2) 審議会日程について (質疑なし)

4. その他

第3回審議会の日程は6月中旬を予定。詳細は後日調整。

5. 閉会